

わたしと家族のためのエンディングノート

～これまでとこれからのために～

エンディングノートって？

ご自身の“もしも”の場合に備え、「大切な人に伝えたいことなどを書き記しておくためのノート」です。

こんな時に役立つ

- 入院時：医療や介護の希望
- 相続時：遺言や財産について
- 認知症：資産の管理方法など

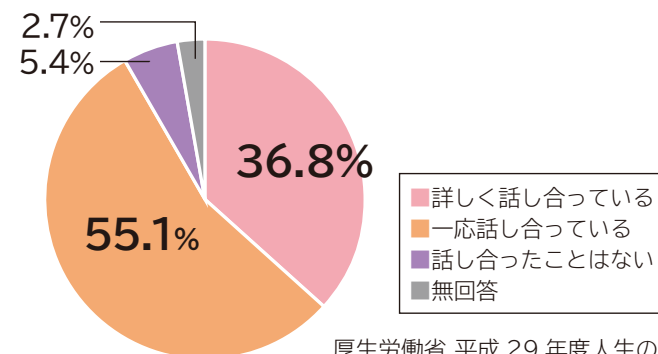


高齢の方だけでなく、どなたでも年齢を問わず、今日から気軽に書き始めることができ、日々の生活に役立ちます。



今のうちから伝えましょう

Q. 人生の最終段階における医療・ケアについて これまで話し合ったことがありますか？



厚生労働省 平成 29 年度人生の最終段階における医療に関する意識調査結果

調査結果からは、詳しい話し合いがほとんど行われていない実態がうかがえます。

“もしも”の時は急に訪れる場合もあります。今のうちから考えを整理し、家族や周りの人に「思い」を伝えておきましょう。

これまでの人生を振り返り、 これからの生き方を思うきっかけにノートを書いてみましょう

書き方

- 好きなページや必要と思うページから気軽にはじめましょう。
- 定期的に振り返り、何度書き直しても大丈夫です。
- 家族と相談したり、ノートの保管場所を誰かと共有しましょう。

配布場所 福祉医療政策課、地域包括支援センター等で無償配布しています。

問合せ 福祉医療政策課 TEL69-2171 FAX63-4085

水口税務署からのお知らせ

令和3年分の確定申告はご自宅等で作成・提出をお願いします！

例年、申告書作成会場は大変混雑します。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止（混雑緩和・三密回避）の観点から、ぜひご自宅等から電子申告（e-Tax）をご利用いただきますようお願いいたします。

また、令和4年1月から、スマートフォンを利用した申告がより一層便利になっていますので、ぜひご利用ください。

令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

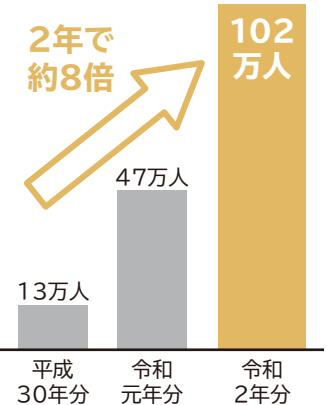
★スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。

★スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

全国で
100万人以上の
方が利用されて
います



令和3年分申告書作成会場の開設期間等

開設期間	会場	開設時間
2月16日(水)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)	水口社会福祉センター 福祉ホール	9時～17時

※相談受付時間は16時までです。

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

申告書作成会場における感染防止対策

- ・入場時に検温を実施していますので、37.5度以上の発熱がある場合や、咳など風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から入場をお断りさせていただく場合があります。
- ・会場では、マスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。
- ・会場内の最大収容人数を超えないよう調整しますので、会場には必要最小限の人数でお越しください。

問合せ 水口税務署 TEL62-0314 (自動音声により案内)